

病気やケガのときの生活補償、商工会議所会員企業 経営者・従業員のための  
**「全国商工会議所の休業補償プラン」のご案内**

岡崎商工会議所

「全国商工会議所の休業補償プラン」は、会員企業だけがご加入いただける「病気やケガで働けなくなった」際に、所得が補償される（注）保険です。ご自身が万一の備えに入っていたりすることも、従業員の福利厚生の一環として会社が掛金を負担することも可能です。

（注）保険会社の定める約款にしたがって、お支払いする保険金の額を計算しますので、所得の全額を補償するものではありません。日本商工会議所を保険契約者とし、岡崎商工会議所会員企業にお勤めの方（法人役員・事業主含む）を被保険者（補償の対象となる方）とする所得補償保険の団体契約です。保険証券の請求権、保険契約の解約権等は日本商工会議所が有しています。本案内は「全国商工会議所の休業補償プラン（所得補償保険）」について簡単にご紹介する概要となっています。保険会社によって商品内容も異なりますので、ご加入にあたりましては、必ず詳細な補償内容について各保険会社にご確認ください。また、各保険会社が作成する「重要事項説明書」（契約概要・注意喚起情報）をよくお読みいただき、ご不明な点につきましては、各取扱代理店までお問い合わせください。

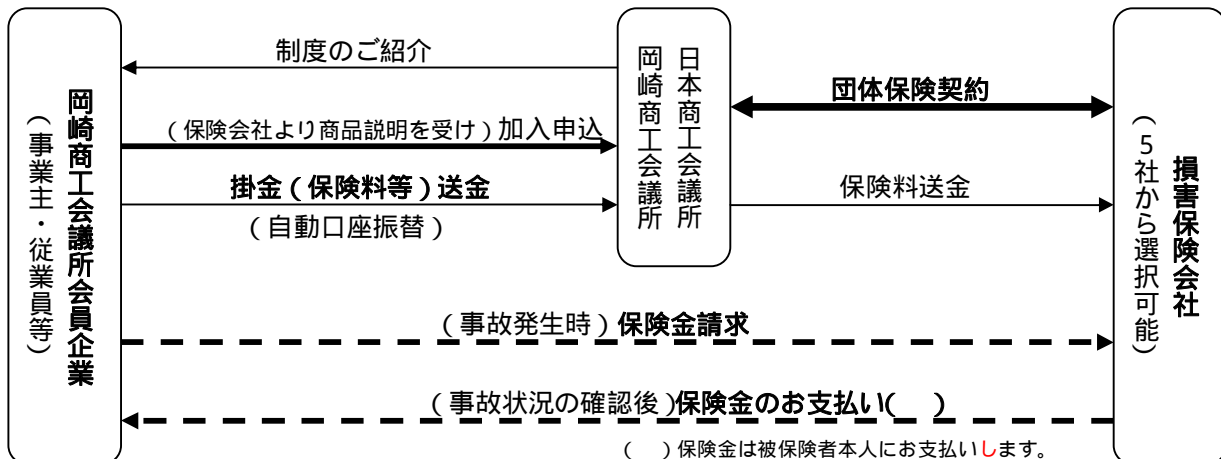
「全国商工会議所の休業補償プラン」の特徴

最長 1 年間のロングサポート	加入手続きが簡単
病気やケガで働けなくなった場合、1 ヶ月あたりの平均所得を限度にご加入の補償月額を最長 1 年間受け取れます。	加入時の医師の診査は、原則不要です。簡単な健康状態告知書をご提出いただけます。
業務中、業務外を問わずサポート	保険料が割安（割引率は保険会社により異なります）
国内・海外・業務中・業務外を問わず補償されます。	全国の商工会議所のスケールメリットを活かした大きな団体割引が受けられます。損害率による割引を含め、44%～52%の割引率となっており、一般で加入されるよりもお得です。
通院や自宅療養中もサポート	家事従事者も補償
入院中はもちろん、通院・自宅療養による休業も補償の対象となります。医師により就業不能と診断された場合に限ります。また、家事従事者の方は、入院中のみ補償の対象となり、通院・自宅療養は補償の対象となりませんのでご注意ください。	日頃家事に従事されている配偶者の方もご加入いただけます。

引受損害保険会社（5社）により、上記の内容以外に自動セットされる特約や任意で加入できる特約コースがあります。

- < 保険会社によって自動セットされている特約（詳細は保険会社によって異なります） >
  - 地震・噴火・津波の天災が原因の病気・ケガも補償（天災危険担保特約：5社とも）
  - 骨髄移植が必要な患者に骨髄提供するための入院も補償（骨髄採取手術に伴う入院担保特約：三井住友海上）
- < 保険会社によって任意で加入できる特約コース（詳細は保険会社によって異なります） >
  - 日常のケガによる死亡、入院、通院を補償（傷害補償プラン - 傷害総合保険：損保ジャパン）
  - 傷害事故による死亡、後遺障害を補償（傷害による死亡後遺障害担保特約：日本興亜）
  - 最長 70 歳までの長期間も補償（ロングコース - 団体長期障害所得補償保険：東京海上日動）

「全国商工会議所の休業補償プラン」制度のイメージ



## ご加入できる方

商工会議所会員企業の事業主、役員、従業員の方およびその配偶者で専業主婦(家事従事者。パート収入(級別1級の職種に限る)が103万円以下の方も含む)の方

商工会議所会員企業を退職された場合、継続してご加入いただくことはできません。

ご勤務先の企業が商工会議所会員でなくなった場合、継続して加入いただくことはできません。

## 引受損害保険会社(5社)

保険会社によって、保険料や補償内容が異なります。比較検討いただき、ニーズにあった商品をお選びいただくことができます。詳しくは、以下の「詳細説明請求書」をご送付いただき、商品内容をご確認ください。

保険会社名(順不同)	ペットネーム(商品名)	保険期間(中途加入の場合は開始日が異なります)	免責期間	割引率
あいおい損害保険株式会社	しょとくらぶ	3月31日～翌年3月31日	7日間	44%
株式会社損害保険ジャパン		9月30日～翌年9月30日	7日間	44%
東京海上日動火災保険株式会社	ナイスパートナー	3月31日～翌年3月31日	7日間	51%
日本興亜損害保険株式会社	ナイスライフ	9月30日～翌年9月30日	4日間	52%
三井住友海上火災保険株式会社	飛翔	3月20日～翌年3月20日	7日間	52%

三井住友海上は免責期間が4日のコースもございます

割引率は、当該保険会社にて同条件の保険に個人で通常加入する場合と比較したものです。

## 補償の内容(特約部分の取り扱いについては各保険会社へ加入前にご確認ください)

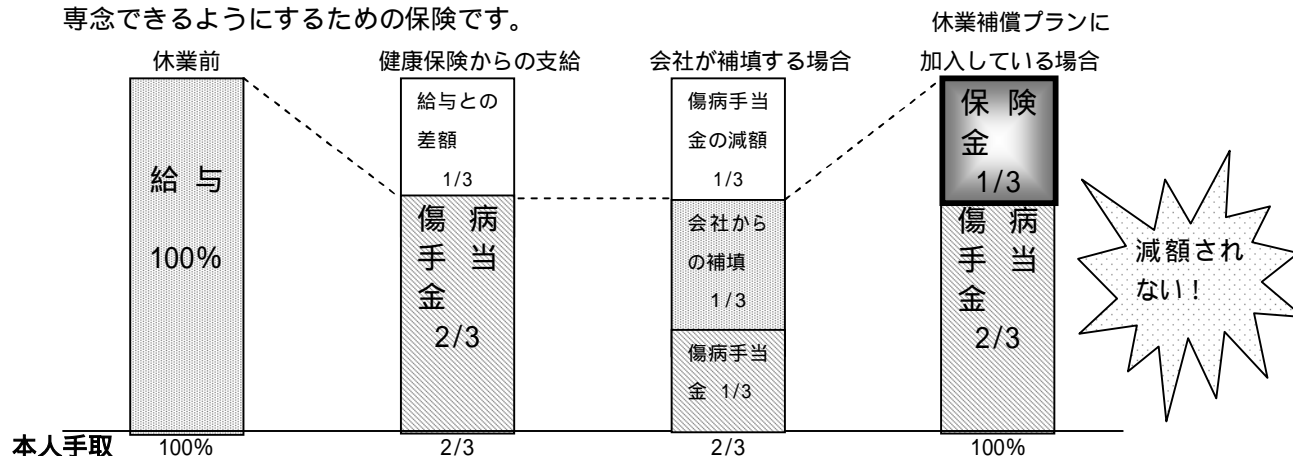
保険期間中に起きたケガ(天災によるケガも含まれます)または病気により一定の免責期間を超える期間継続して就業不能(家事従事者の方以外は医師の診断による自宅療養も含まれます)になられた場合、就業不能期間1か月につき、ご契約の保険金月額(保険金月額が就業不能となる直前12ヶ月間の平均月間所得額を上回る場合は、平均月間所得額が保険金の上限となります)を保険金として受けることができます。平均月間所得額の算定にあたっては、就業不能となることにより支出を免れる金額や、就業不能時でも得られる収入は除かれます。

就業不能期間(免責期間を除く)が1ヶ月に満たない場合、または1ヶ月未満の端日数が生じた場合には1ヶ月を30日として所得補償保険金額が日割り計算されます。

## 補償のイメージ

病気やケガによる休業については、就業中であれば労災保険の「休業補償給付」、就業外であれば健康保険の「傷病手当金」により、一定範囲の補償が行われますが、補償額は休業前の賃金等の2/3です。しかし、会社が差額を補填すると公的補償が減額されてしまい、休業した本人の手取り額は増えません。

休業補償プランは、休業前の所得と公的補償の差額をカバーし、生活水準を落とすことなく安心して療養に専念できるようにするための保険です。



(商品内容のイメージをつかんでいただくために簡略化していますので、実際の内容とは異なる場合があります。保険会社(代理店)から十分な説明を受けてからご加入ください。上記は、保険金額を平均月間所得の1/3に相当する額に設定した場合の例です。お受取いただく保険金は、あらかじめ設定された保険金額等により異なりますので、ご注意ください。)

## 加入申込・更改

保険会社から十分に商品内容について説明を受けていただいたうえで、加入申込書をご提出ください。

10口（1口＝保険金月額1万円）以上1口単位で加入口数を設定してください。なお、保険金月額が就業不能となる直前12ヶ月間の平均月間所得額を上回る場合は、平均月間所得額が保険金の上限となりますので、ご注意ください。保険金月額は、月平均所得（年収の1/12）に対して国民健康保険の加入者の場合は70%以内、国民健康保険以外の公的医療保険制度の加入者の場合は50%以内の範囲でお決めください。

本プランの契約は一年契約（中途加入の場合は加入時から保険期間の終期まで）となりますが、加入内容の変更や脱退についてお申し出がない場合には満期時に自動継続となり、同じ保険金月額で新しい保険年度の年齢や割引率によって保険料を再計算されたものが適用されますので、ご了承ください。加入時と比べて所得が増減した場合には、十分な補償が受けられなくなりますので、保険金月額の見直しについてご加入の保険会社へご相談ください。また、商品改定等により、補償内容・保険料に変更が生じる場合もございますので、毎年お配りするパンフレットにて、ご加入内容をよくご確認ください。

加入申込にあたっては健康状況告知欄に、必ず被保険者ご自身でご記入のうえ、「ご署名・押印」ください。記載事項に誤りがあると保険金の支払いが受けられない場合がありますので、ご注意ください。また、被保険者の年齢・事故（ケガ・病気）の発生状況によっては、保険会社にて加入を断られたり、保険会社が提示する引受条件でのご加入となる場合があります。

## 保険金のご請求

ケガや病気によって補償対象となる就業不能が発生した場合、直ちに保険会社（または代理店）にご通知ください。保険金のご請求にあたっては、原則として所得を証明する書類が必要となります。

## 保険金の支払いが受けられない主な場合（保険会社・代理店から十分な説明を受けてからご加入ください）

加入期間開始前（継続契約の場合は、最初の契約の加入期間前）に被った病気またはケガによる就業不能または就業障害

以下のような原因による就業不能または就業障害

- （1）保険契約者・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガまたは病気
- （2）自殺行為または犯罪行為、闘争行為によるケガまたは病気
- （3）麻薬、あへん、覚醒剤、シンナー等の使用によるケガまたは病気
- （4）戦争、暴動等によるケガまたは病気（テロを除く）
- （5）核燃料物質の有害な特性によるケガまたは病気
- （6）妊娠、出産、早産、流産およびこれらによるケガまたは病気
- （7）無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用して自動車等を運転中に生じた事故によるケガ
- （8）頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛等で医学的他覚所見のないもの
- （9）精神および行動の障害（アルツハイマー、知的障害、アルコール依存症等を含む）など

前の就業不能が終了後、その原因となった身体障害によって就業不能が終了した日から、その日を含めて6ヶ月を経過した日までに再び就業不能となったときは、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなされます。

特約コース等では補償内容によって別の事由によって、保険金の支払いが受けられない場合がありますので、保険会社・代理店から十分な説明を受けてからご加入ください。

## 保険料

保険会社によって異なりますので、詳しくは各社にお問い合わせください。また、保険料と併せて本プランの普及促進と安定的な運営のための制度維持費として被保険者1名につき50円（東京海上日動のロングコースの場合100円）を商工会議所にお支払いいただきますので、ご了承ください。保険料と制度維持費はご指定の金融機関の口座から毎月自動振替をさせていただきます。

保険料は年齢の区分（5歳毎）や従事されている仕事内容によって異なりますので、事前に保険会社へご確認ください。また、本プランの加入者数が一定の人数を下回った場合には、保険料の引き上げまたは保険金額の引き下げ等が変更されますので、予めご了承ください。次期の募集案内等をご確認ください。

保険料の一例（補償内容等、条件が異なりますので、保険料のみでどの商品が有利かは判断できません）

（例：40歳～44歳の一般事務に従事する男性で、保険金月額が20万円の場合の保険料 任意の特約は付加しない）

保険会社名（順不同）	月額保険料	制度維持費	毎月のお支払い額	振替日
あいおい損害保険株式会社	2,380円	毎月50円	2,430円	毎月1日
株式会社損害保険ジャパン	1,980円	毎月50円	2,030円	毎月12日
東京海上日動火災保険株式会社	2,100円	毎月50円	2,150円	毎月27日
日本興亜損害保険株式会社	2,400円	毎月50円	2,450円	毎月12日
三井住友海上火災保険株式会社	2,040円	毎月50円	2,090円	毎月6日

三井住友海上火災は、免責7日間コースの保険料

初回保険料の振替日は上記と異なる場合がございます。

保険料の税務上の取り扱い ～ 事業主が従業員のために支払う掛金は、損金・必要経費となります～

保険料負担者	被保険者	保険料	備考
法人	全従業員	福利厚生費として損金算入可	
法人	一部従業員	支払給与として損金算入可	被保険者に給与課税される
法人	役員のみ	法人の支出した保険料が報酬であれば、過大報酬に該当しない限り損金となるが、賞与になることも考えられ、その場合は損金算入不可	被保険者に報酬や賞与とされた保険料について課税される
個人事業主	個人事業主	業務について生じた費用に該当しないため必要経費算入不可、生命保険料控除の対象となる	
個人事業主	全従業員	福利厚生費として必要経費算入可	
個人事業主	一部従業員	支払給与として必要経費算入可	被保険者に給与課税される
個人	個人	生命保険料控除の対象	

上記の取扱は、日本商工会議所・各地商工会議所、各保険会社が保証するものではありません。実際の税務処理にあたっては、税務当局、税理士等へご確認ください。

「全国商工会議所の休業補償プラン」に関するお問い合わせ先（地域の支社・代理店でも対応しています）

保険会社名（順不同）	担当部署	電話番号
あいおい損害保険株式会社	広域法人部営業第一課	03-5202-6605
株式会社損害保険ジャパン	営業開発第一部第三課	03-3349-4037
東京海上日動火災保険株式会社	広域法人部法人第一課	03-5223-2579
日本興亜損害保険株式会社	公務部第二課	03-3231-7529
三井住友海上火災保険株式会社	公務第二部営業第二課	03-3259-8184

FAX 0564-53-0101 岡崎商工会議所 会員サービス担当 行

### 「全国商工会議所の休業補償プラン」詳細説明請求書

「全国商工会議所の休業補償プラン」について、より詳しい説明を希望します。

希望保険会社 （をつけてください）	あ い お い 損保ジャパン 東京海上日動 日本興亜 三井住友海上		
企業名	保険会社からの説明を希望 パンフレットの送付を希望		
所在地	〒		
TEL	FAX		
ご担当者様	部署・お役職	ご氏名	

ご記入いただいた情報は、全国休業補償プランの加入案内のため、当商工会議所および取扱損害保険会社とその代理店で利用するほか、当商工会議所から貴社への各種ご連絡・情報提供に利用させていただくことがありますので、予めご了承ください。

お問い合わせ先：岡崎商工会議所 会員サービス担当 TEL 53-6164